

大阪府監査委員告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府教育委員会から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成24年8月8日

大阪府監査委員 磯部 洋
 同 赤木 明夫
 同 清水 涼子
 同 和田 秋夫
 同 三田 勝久

1 委員意見に対する措置

（教員のICT活用研修について）

監査対象機関名	大阪府教育センター	
監査実施年月日	平成22年12月1日から平成23年2月4日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>教員のICT活用能力に係る文部科学省目標について、府は達成が極めて困難な状況にある。平成21年度に「学校ICT環境整備事業」で配備されたパソコン等の機器を有効に活用するためにも、教員のICT活用能力向上に積極的に取り組まれない。</p> <p>また、「学校ICT活用研修」は、受講者が募集人数の半分程度と少ない状況であった。今後、引き続き、教員のICT活用能力の向上に向けて研修を実施する必要がある、その際には日程や実施場所を十分に考慮して計画を立てることとされたい。</p> <p>さらに、文部科学省の目標は抽象的で目標の達成基準が明確でないため、必要なスキルの明確化・具体化に努められたい。また、教育センター実施研修、伝達校内研修、市町村実施研修等の相互の関係を調整・体系化し、効果的な研修実施に努められたい。</p>	<p>（日程等を考慮した計画の立案について） 措置報告済み</p> <p>（ICT活用能力向上の取組について） 従来の研修に加え、新たに小中学校の教員を対象に、教材作成やICT機器の特性を活かした指導法、各学校での実践事例についての研究協議を行う「ICT活用研修」を実施しました。</p> <p>教員対象に優れた取組の実践報告等を行う「新たな学びの実現をサポートするICT活用」発表会を開催しました。また、府立学校教頭研修のカリキュラムに、ICT化のマネジメントを取り入れました。</p> <p>市町村教育委員会や各学校での校内研修や教員自主研修を支援するため、プログラムの作成、カリキュラムNAVIプラザを通じた講師派遣、Webによる情報提供などを行いました。また、コンピュータ活用に関する自主講座を開催しました。</p> <p>（研修の体系化と効果的な研修実施について）</p>

	<p>教育センターは、授業づくりにおける専門的な研修や府内公立学校の先進的な事例の紹介・普及等に一層重点化し、学校のICT化に向けたリーダーの育成に向けて取り組むこととし、研修計画を企画・立案し、実施しています。</p> <p>市町村教育委員会においては、地域のICT機器の整備状況等に応じて教員のスキルや授業づくりにおける実践的な研修の充実が図られるよう、大阪府小中学校IT活用教育推進協議会（平成23年8月開催）等において働きかけました。</p> <p>（目標達成基準の明確化について）</p> <p>ICTを活用するために必要なスキルをより明確化して、「ICT活用指導力（具体的スキル）」として取りまとめるとともに、大阪府小中学校IT活用教育推進協議会（平成24年3月開催）において本資料を配布し、市町村で活用されるよう働きかけました。</p>
--	---

（出勤簿の管理等について）

<p>監査対象機関名</p>	<p>布施高等学校</p>
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成23年2月8日</p>
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>
<p>大阪府立布施高等学校においては、特定の教員の出勤簿管理について、次のとおり不適切な取扱いが行われていた。</p> <p>ア 勤務時間開始後に出勤した旨の記録があるにもかかわらず、直接監督責任者が「打刻忘れ（出勤時刻確認済み）」として勤務時間開始時刻前に出勤したと修正しているもの</p> <p>イ 出勤の記録がない日について、教員に確認しないまま直接監督責任者が「打刻忘れ（出勤時刻確認済み）」として勤務時間開始時刻前に出勤したとして修正しているもの</p> <p>ウ 勤務時間開始後に出勤の記録がある日があるにもかかわらず、必要な処理を行わずに放置しているもの</p> <p>エ 管内出張の大多数が事後に届け出られているにもかかわらず</p>	<p>該当教員（当時）の出勤簿について過去5年間で精査し、かつ、該当教員（当時）本人及び当時の管理職（校長、准校長、教頭）に事実関係の聞き取りを行った結果、平成18年度から平成20年度までの3年間は給与・手当の戻入の対象とすべき欠勤に該当するような事実はないと判断し、平成21年度以降については、遅参等を欠勤扱いにした結果、戻入すべき金額を該当教員（当時）に通知するとともに、平成23年8月22日に全額を納付させ、戻入手続を完了しました。</p> <p>今回の監査結果を受け、管理監督者（准校長・教頭）が職責を十分に果たしていなかったことを重く受け止め、今後このようなことがないよう、管理監督者が出勤簿を厳正に点検するとともに、疑義が生じたときは、管理監督者相互の円滑な情報交換を図りながら、必要に応</p>

<p>ず、適正な指導をしているとは認められないもの オ 事後に申請された管内出張用務の記載内容に疑義があるにもかかわらず、教員に確認しないまま承認しているもの これらについては、当該教員のサービスが著しく乱れていることが問題であることは言うまでもないが、サービス監督を行うべき立場にある教頭が、これを容認し、隠ぺいするような出勤簿処理を行い、また、准校長も適切な指導を怠っており、管理監督者がその職責を果たしていないことも大きな問題である。</p> <p>本件については、直ちに事実関係を調査の上、必要かつ厳正な措置を講じられたい。また、サービスについて教職員に周知徹底を図るとともに管理監督者自身も厳格に職務を遂行するなど、今後同様の事態が生じないよう対策を講じることとされたい。</p>	<p>じて該当者に直接確認するなどして、関係法令、規則等の規定に基づき、適正に対応していくよう努めます。</p>
---	--

2 指摘事項に対する措置

ア 歳出関係

(不適正な経費支出手続について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>大手前高等学校</p>	
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成23年11月2日</p>	
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>	
<p>会場の使用に係る経費支出において、予算残額の確認を十分に行わず事務を進め、また、支出負担行為額を誤り、さらには予算不足分について架空の物品購入の支出手続を行っているものがあった。</p>	<p>今回の監査結果を重大なものと受け止め、本件と同様の事務処理がないかどうか、過去3年間の経費支出伺書を再点検した結果、本件と同様の誤った経費執行はありませんでした。その上で、今回の度重なる事務執行の誤りや虚偽の事務処理について、起案者のみならず、決裁関与者を含む会計事務担当者に対し、学校長から厳しく注意指導を行いました。</p> <p>また、新入生オリエンテーションのために学校外の会場を使用したことについて、オリエンテーション(3日間)の1日を新入生が一同に会し、メモを取れるスペースを確保する必要性から利用していたものですが、今回の監査結果を受け、今後は校内の施設を利用できない</p>	

	<p>か、経費執行の効率性や生徒指導の効果や必要性などを勘案して検討します。</p> <p>今後の事務執行においては、このような事態が二度と起こらないように支出負担行為を行う際は、予算の目的に反していないか、配当残額があるか、年度・会計科目及び金額の誤りはないかなどの審査を起案者及び決裁関係者に徹底させるとともに、積極的に会計研修に参加させ能力の向上に努めるなど、関係規則の規定に基づき、適正に対応していくよう努めます。</p>
--	---

(随意契約に係る比較見積について)

監査対象機関名	大手前高等学校
監査実施年月日	平成23年11月2日
監査の結果	措置の状況
<p>10万円以下の物品の購入に当たり、見積りが1社のみで全く比較見積を行っていないものや、「価格比較済、〇〇会社」又は「価格比較済、〇月〇日、〇〇会社」との記載のみで比較見積書の徴取を省略するなど、価格の検証が不十分なものが多数見受けられた。</p>	<p>今回指摘の比較見積書の不徴取や省略などは、価格の妥当性の検証が不備・不十分であり、また、会計事務における基本的かつ重大な誤りであることから、起案者のみならず、決裁関係者を含む会計事務担当者に対し、学校長から厳しく注意指導を行いました。</p> <p>今後、このようなことがないよう、会計担当職員の能力向上に向け、会計研修に積極的に参加させるとともに、比較見積書の徴取の徹底を図り、関係法令、規則等に基づき、適正な事務執行に努めます。</p>

(産業廃棄物処理に係る契約締結及び経費支出事務について)

監査対象機関名	金剛高等学校
監査実施年月日	平成23年12月21日
監査の結果	措置の状況
<p>産業廃棄物処理に係る委託契約・経費支出手続において、収集・運搬業務と処分業務の委託先が異なるにもかかわらず、収集・運搬業務の業者を債権者として、処分業務の委託料を含めた金額で経費支出されているものがあった。</p>	<p>平成22年度の産業廃棄物処理に係る契約金額の誤りについて、平成24年2月22日付で変更契約の決裁を行い、同月28日付で変更契約を締結しました。</p> <p>また、経費支出伺書及び支出命令伺書に対する誤った判断や支出科</p>

<p>また、本件は、支出費目について、収集・運搬の委託については役務費にすべきところ、委託料で誤って執行していた。</p> <p>さらには、業務実施及び検査の後、大幅に遅れて変更契約を締結するとともに、変更金額について誤った金額で変更契約書を取り交わしていた。</p>	<p>目の誤り、当初の変更契約の締結遅延などについて、学校長から今後このようなことのないよう、職員に対し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「財務規則」の内容を周知徹底しました。</p> <p>今後、関係部局の通知・指導にも注意を払うとともに、財務規則をはじめ、関係法令に基づき、適正に対応していくよう努めます。</p> <p>なお、平成23年度の産業廃棄物処理に係る契約及び支出事務については、収集・運搬・処分業務を一連で処理できる業者に委託して執行するなど、関係法令等に基づき適正に処理しました。</p>
--	---

(産業廃棄物処理に係る委託契約書について)

監査対象機関名	西野田工科高等学校	
監査実施年月日	平成23年10月14日	
監査の結果	措置の状況	
<p>産業廃棄物処理に係る委託契約手続において、委託契約書の契約金額が誤っているにもかかわらず、契約締結され支出命令されているものがあつた。</p>	<p>本件請求金額は採用した見積り金額と同額で、支払金額には誤りはありませんでしたので、当該契約の変更契約を締結し、第2条第2項(委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)に、収集運搬費と作業費に係る事項を追加しました。</p> <p>今後、関係法令、規則の規定に基づき、適正に対応していくよう努めます。</p>	

(研究会等の加盟負担金に係る経費支出手続等について)

監査対象機関名	西野田工科高等学校	
監査実施年月日	平成23年10月14日	
監査の結果	措置の状況	
<p>研究会等の加盟負担金に係る経費支出手続において、当該年度の活動の大半が終了している年度末間際まで経費支出伺の起案・決裁が行われず、支払いが遅延しているものがあつた。</p> <p>また、多額の繰越金があり、その資金的余力について考慮の上で、負担金の金額水準等について検討すべきものがあつた。</p>	<p>担当職員に対して、関係法令、規則に基づく適正な支出手続の遵守を徹底するよう指導するとともに、平成23年度分の事務については適正に処理されていることを確認しました。今後は、このようなことが起こらないよう、各種団体の総会等終了後、請求に基づき速やかに支出手続を行います。</p>	

また、多額の繰越金につきましては、総会等において会員からも質問されていますが、今後も積極的に質問をし続けることとし、負担金の金額水準についても、検討されるよう要求します。

(産業廃棄物処理に係る委託契約書について)

監査対象機関名	茨木工科高等学校
監査実施年月日	平成23年10月21日
監査の結果	措置の状況
<p>産業廃棄物処理業務委託に係る契約・支出手続において、見積書と異なる内容・金額で契約書を締結し、契約書と異なる内容・金額（見積書の金額）で支出しているものがあった。</p> <p>また、契約書に定める方法によらないで金額を算定し、過大に支出しているものがあった。</p>	<p>産業廃棄物処理業務委託に係る契約・支出手続において、見積書と異なる内容・金額で契約書を締結し、契約書と異なる内容・金額（見積書の金額）で支出しているものがあった件については、平成24年2月3日に環境農林水産部環境管理室事業所指導課に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で求められる契約書作成方法の確認を行い、指導を受けました。そのうえで平成24年2月6日に当該業者と協議を行い、締結した契約の一部、第2条第2項（委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価）を変更契約することにより、当該契約書の不備を補完しました。</p> <p>また、契約書に定める方法によらないで金額を算定し、過大に支出しているものがあった件については、平成24年2月6日に当該業者と協議を行い、締結した契約の一部、第2条第2項（委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価）を変更契約することにより当該契約書の不備を補完するとともに、同月10日に当該業者に係る過払分の戻入手続を行い、同月15日に返納されたことを確認しました。</p> <p>今後、産業廃棄物を業者に委託して運搬又は処分する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、関係施行令、規則等の規定に基づき、適正な事務執行に努めます。</p>

(教育研究団体への会費の負担に係る支出事務について)

監査対象機関名	視覚支援学校
監査実施年月日	平成23年11月1日から同年12月28日まで

監査の結果	措置の状況
<p>視覚支援学校が加入する教育研究団体の会費に係る経費支出手続において、著しく支払手続が遅延しているものがあった。</p>	<p>担当職員に対して、関係法令、規則に基づく適正な支出手続の遵守を徹底するよう指導するとともに、平成23年度分の事務については適正に処理されていることを確認しました。</p> <p>今後、このようなことが起こらないよう、各種団体の総会等終了後、請求に基づき速やかに支出手続を行うとともに、関係法令、規則の規定に基づき、適正に対応するよう努めます。</p>

(産業廃棄物処理に係る契約締結及び支払事務について)

監査対象機関名	寝屋川支援学校	
監査実施年月日	平成23年11月1日から同年12月28日まで	
監査の結果	措置の状況	
<p>産業廃棄物処理（グリストラップ清掃及び廃棄物処分業務）に係る委託契約・経費支出手続において、以下のとおり法令等に反する事務処理が行われていた。</p> <p>ア 収集・保管・運搬業務と処分業務の委託先が複数であり、それぞれから見積書を徴すべきところ、このうちの一業者が他業者の業務に係る費用を含めて作成した見積書を徴していた。</p> <p>イ 業者ごとに経費支出伺書を作成・支出すべきところ、見積書を提出した一業者のみを債権者として他業者分の支払額を含めた金額で経費支出していた。</p> <p>ウ 産業廃棄物処理の契約は原則として単年度とすべきところ、特段の理由がないにもかかわらず、自動更新条項が付されていた。</p> <p>エ 支出費目について、収集・保管・運搬の委託を役務費にすべきところ、委託料で執行していた。</p>	<p>処分業者と締結した契約書に自動更新条項が付されていたことについて、当該契約書第14条（契約期間）のただし書（自動更新条項）を削除する変更契約を平成23年3月31日付けで締結しました。</p> <p>また、「収集・運搬業務」は役務費で執行すること、本件のように「収集・運搬業務」・「保管業務」・「処分業務」の業務が複数の業者に委託されている場合は、それぞれから見積書を徴すること、業者ごとに経費支出伺及び支出命令伺を作成する必要があることなどについて、今後このようなことがないよう、事務職員全員に対し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「財務規則」の内容を周知徹底するとともに、起案者のみならず、決裁関与者を含む会計事務担当者に対し、学校長から注意指導を行いました。</p> <p>今後、会計担当職員の能力向上のため、職員を積極的に会計研修等に参加させるとともに、関係部局の通知・指導に注意を払うなど、関係法令、規則の規定に基づき、厳正な支出事務審査及び適正な事務執行に努めます。</p>	

イ 庶務諸給与関係

(扶養手当の支給事務について)

監査対象機関名	教育委員会事務局（学校総務サービス課）
監査実施年月日	平成23年8月24日から同年9月12日まで
監査の結果	措置の状況
扶養手当の支給事務において、支給要件が消滅したにもかかわらず届出が行われず、事後の確認調査においても報告が不十分であったため、同手当等が過払いとなっているものがあつた。 また、総務事務サービスシステムによる電算処理化への移行の際、電算入力時の処理において、配偶者の有無の登録を誤ったことにより、同手当が過払いとなっているものがあつた。	1 是正措置 扶養手当の過払いについては、適正な届出処理を行わせ、返納の措置を講じました。 A教員分の扶養手当平成23年11月24日収納済 B教員分の扶養手当平成23年10月31日収納済 2 改善策 手当の支給事務が適正に行われるよう、以下のとおり取り組みます。 (1) 職員が適正な届出を行い、支給額等について確認するよう、引き続き、総務事務システムの「マニュアル・規定集・データ集」に通知文書を掲載し、周知徹底を図ります。 (2) 事後の確認調査において、扶養親族の支給要件の有無について明らかになるよう、調査項目の見直しを図ります。

(通勤手当の認定事務について)

監査対象機関名	大手前高等学校
監査実施年月日	平成23年11月2日
監査の結果	措置の状況
通勤手当について、事後確認のための定期券等の写しを確認したところ、バスを利用する経路で認定されていたにもかかわらず、実際は自転車を使用して通勤していたことにより、長期間同手当が過払いとなっているものがあつた。(平成17年2月～平成23年8月 372,130円) また、バスから自転車に通勤方法を変更した際にも、JRの	該当者に係る過去5年間の過払分の戻入手続きを行い、過年度分は平成24年2月1日に返納されたことを確認するとともに、今年度分については、平成23年12月及び平成24年2月の給与で相殺するよう電算報告手続きを行いました。 また、他に同様の事例がないかを全教職員について通勤の実態を再調査した結果、他に同様の例はありませんでした。

<p>分割定期券に係る取扱いを誤って認定したため同手当が過払いとなっていた。(平成23年9月～平成24年3月 4,540円)</p>	<p>これまでも全教職員に対し、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行うよう注意喚起してきたところですが、再度、職員会議の場において、注意指導を行いました。</p> <p>今後、通勤手当の認定事務については関係条例、規則等に基づき、適正に対応していくとともに、事後確認については年2回確認し、バス回数カード等の乗車記録が必要ものは1月程度の乗車記録が記載されているカード等の提出を求め、その確認を行います。また、適宜職員会議等で十分周知し、通勤手当の適正な執行管理に努めます。</p>
--	--

(サービスの取扱いについて)

<p>監査対象機関名</p>	<p>大手前高等学校</p>	
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成23年11月2日</p>	
	<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>
<p>サービスにおける事務手続において、健康管理事業の健診事業（一日健診及び精密検査）の終了後に勤務に服すべき時間があるにもかかわらず、全日にわたり職務専念義務が免除されているものがあった。</p> <p>また、病気休暇承認のための確認処理について、必要な証明書類の添付がなかった。</p>		<p>該当者から1次健診、精密検査の受診及びその結果説明に要した時間を確認した上で、要した時間のみを職務専念義務を免除し、勤務に服すべき時間については時間年休を取得させ、出勤簿については、当校で修正できるものは総務事務システムの「出勤簿修正」を用いて修正を行い、修正できないものは、平成24年1月18日付けで学校総務サービス課長あて依頼を行いました。</p> <p>また、病気休暇の承認については、確認したところ1名は本人から病院の通院証明書が提出され、通院の確認を行いました。もう1名は病院での診察・治療を受けたが、医師の診断書等の提出が必要であるとの認識がなかったため、再度、通院したことの証明を求めたところ指摘された8日分のうち5日分は領収書の提出がありました。しかし残り3日分は証明するものがないため、これらの日は年休扱いとし、出勤簿について、当校で修正できるものは総務事務システムの「出勤簿修正」を用いて修正を行い、修正できないものは、平成24年2月10日付けで、学校総務サービス課長あて出勤簿表示の修正依頼を行いました。</p>

	<p>なお、職務に専念する義務の免除、病気休暇をはじめとする各種休暇を取得する際、その理由を証する書類の添付が必要なものは必ず添付すること及び承認に際して要件を満たしていることの確認が必要であること等、制度の適正な取扱いについて職員会議において周知徹底しました。</p> <p>今後、サービスの事務手続に当たっては関係条例、規則の規定に基づき、適正に対応していくよう努めます。</p>
--	--

(旅費の支給事務について)

<p>監査対象機関名</p>	<p>大手前高等学校</p>
<p>監査実施年月日</p>	<p>平成23年11月2日</p>
<p>監査の結果</p>	<p>措置の状況</p>
<p>管外出張の旅費支給事務において、(1) 精算の起案手続が無いものや遅れて行っているもの、航空賃の支払いを証明するに足る資料の添付が無いもの、(2) 往復航空機を利用したにもかかわらず、往復運賃を超えた金額で支給したため過払いとなっているもの、(3) 実際の経路と異なる経路で旅費を支給したため過払いとなっているもの、があった。</p> <p>また、管内出張の旅費支給事務において、出張入力の際により旅費が過払いとなっているものがあった。</p>	<p>往復航空機を利用したにもかかわらず、往復運賃を超えた金額で支給したもの、実際の経路と異なる経路で旅費を支給したもの、また、管内出張の入力誤りにより旅費を支給していたものに係る過払分の戻入手続を行い、平成24年1月18日及び同年2月7日に返納されたことを確認しました。また、同様の過払いがなかったか過去5年分について調査を行ったところ、平成19年度から平成23年度の5年間で、16名18件の過払いがあったため、平成24年2月9日に返納させました。</p> <p>また、今回の監査結果を受け、職員会議において、全教職員に対し、適正な入力による出張申請の徹底を図るとともに、航空機を利用する出張については、航空運賃の金額を証する資料の添付が必要である旨を周知徹底しました。</p> <p>さらに、管外・管内の旅費支給事務に携わる職員については、精算事務の遅延及び失念、また経費の効率的な執行について、厳しく学校長から注意指導を行いました。</p> <p>今後、旅費の支給事務に当たっては、起案者のみならず、決裁関与者による出張内容の把握を徹底するとともに、関係条例、規則の規定に基づき、適正に対応していくよう努めます。</p>

ウ 業務関係

(支出科目の誤り等について)

監査対象機関名	狭山高等学校	
監査実施年月日	平成23年11月1日から平成23年12月28日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>経費の支出手続において、誤った科目で支出するとともに、誤った支出科目に合わせて、消耗品であるにも関わらず、備品出納簿に登載しているものがあつた。 また、監査資料の記載に不備があつた。</p>	<p>該当の物品については、平成23年12月7日に消耗品に分類換しました。 今後、監査資料の記載内容の審査を徹底するとともに、物品購入及び出納簿の登載に当たっては、関係条例、規則の規定に基づき、適正に対応していくよう努めます。</p>

3 指示事項に対する措置

ア 財産関係

(公有財産の管理事務について)

監査対象機関名	大手前高等学校	
監査実施年月日	平成23年11月2日	
	監査の結果	措置の状況
	<p>大手前高等学校の西側敷地境界には、多数の単車、自転車が無秩序に駐車されている。これは、府の財産管理上問題であり、また歩行者の通行の妨げになっており、さらには美観上も好ましい状態ではない。 本件は150メートルにもわたる境界部分に多数の駐車がなされており、高校だけで対応するのは困難と考えられるので、府教育委員会事務局、大阪市、警察署等関係機関とも協議の上、対策を講じられたい。</p>	<p>大阪市、警察署、府教委の関係機関と協議し、「大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例」に基づき自転車放置禁止区域の指定を受け、放置されている自転車等を撤去しました。 今後、公有財産の管理に当たっては、適正に対応していくよう努めます。</p>